

令和7年度ゴルフのまちかとう ゴルフプレーと宿泊セット応援事業要綱

1 目的

加東市内ゴルフ場と加東市内宿泊施設の利用者の増加につなげ市内観光産業の活性化を図るため、ゴルフプレーと宿泊セットの応援事業を実施する。

2 期間

一年を2期に分け、それぞれの期間内によって応募を受け付ける。

① 前期 令和7年6月1日～令和7年9月30日

② 後期 令和7年10月1日～令和8年2月28日

3 対象者

交流人口の増加及び市内消費拡大につなげるために、加東市外在住の者を対象とする。

4 交付要件と応援金

(1) 2名以上のグループ（1グループの人数上限は30人）で市内のゴルフ場でプレーし、市内の宿泊施設に宿泊した場合に一人当たり3,000円を応援金として助成する。

(2) ゴルフプレーと宿泊はセットとし、宿泊は、ゴルフプレーの当日又は前日のいずれかに宿泊（1泊2日以上）するものとする。なお、2泊以上であっても応援金額は同額とする。

(3) 最低利用額は、宿泊は一人当たり1,000円以上、ゴルフは一人当たり2,000円以上とし、代金の合計が一人当たり3,000円以上の場合に応援金の助成を行う。ただし、一人当たりの各々の最低利用額を下回る場合は応援金の助成は行わない。

5 応援事業の申込

(1) 応援金の助成を受けようとする者は、ゴルフのまちかとう ゴルフプレーと宿泊セット応援事業申込書（様式第1号）をプレー日の10日前までに加東市観光協会に提出しなければならない。

ただし、プレー日が前期の場合、上記の申込書を令和7年5月1日から受け付ける。また、プレー日が後期の場合、上記申込書を令和7年10月1日から受け付けものとする。

(2) 加東市観光協会は、提出のあった申込書の内容を審査し、適当と認めたときは、受理書を当該申込者に通知する。

6 実績報告

応援金助成の受理書を受けた者は、ゴルフプレーと宿泊が完了したときは、その14日以内にゴルフのまちかとう ゴルフプレーと宿泊セット応援事業実績報告書（様式第2号）と併せて次に掲げる書類を添えて加東市観光協会に提出する。

ア 利用したゴルフ場の領収書（写し）

イ 宿泊した宿泊施設の領収書（写し）

7 応援金の交付等

(1) 加東市観光協会は実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、応援金額を確定し、応援金を交付する。

(2) 虚偽の申込又はその他不正な手段により応援金を受けた者に対して、応援金の交付を取消することができる。この場合において、既に応援金が交付されていたときは、その返還を命ずる。

8 事業の終了

応援金の交付額が第2項の期間において、各当該期間予算に達した場合は、その時点で各当該期間の事業を終了する。

9 その他

この要綱を定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。